



(一) 地価税

Q1: 地価税の徴収期間は。

A: 地価税の徴収期間は、毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日まで。

Q2:「自用住宅用地」とは。

A: 「自用住宅用地」とは、土地の所有権者あるいはその配偶者、直系親族が、当該土地に戸籍登記を済ませており、なおかつ賃貸や営業に供していない住宅用地を指す。

Q3:「自用住宅用地」に該当する土地につき、当年度に特別税率適用地価税を申請する期限は。

A: 土地所有権者は遅くとも毎年9月22日までに申請する。期限を超えた場合は、申請のあった翌年度から適用を開始する。

Q4:地価税に「自用住宅用地」の税率の適用を申請する条件は。

A: 地価税に「自用住宅用地」税率の適用を受ける土地の条件は次の通り。

- (1) 土地所有権者あるいはその配偶者、直系親族が当該土地に戸籍登記を済ませていること。
- (2) 賃貸や営業用に供していないこと。
- (3)都市土地面積は3公畆を超えない、非都市土地面積は7公畆を超えないこと。
- (4) 地上の建物改良物が土地所有権者あるいはその配偶者、直系親族の所有に帰すこと。
- (5) 土地所有権者とその配偶者および未成年の被扶養親族につき、一ヶ所を限度とする。

O5:地価税の自用住宅用地適用税率は何%か。

A: 自用住宅用地に課される地価税の税率は 0.2%とする。

Q6:地価税につき自用住宅用地税率の適用を申請するには、どのような書類を添付する必要があるか。

A: 土地所有権者は、建築改良物証明文書および当地で登録した外僑居留登記証のコピー1 部を添付する。





(二) 土地増値税

Q1:どのような時に土地増値税を納付するか。

A: すでに地価の規定された土地の所有権を譲渡した時、その土地の値上り総額に従って土地増値税を課す。

Q2: 自用住宅用地の土地増値税の税率はどのようなものか。

A: 土地の譲渡が自用住宅用地の要件を満たしている場合、その土地増値税は一律 10%課される。土地所有権者一人につき、上述の土地増値税税率の適用は一回を限度とする。

Q3: 自用住宅用地の税率で土地増値税が課されるには面積の制限はあるか。

A: 土地所有権者が土地増値税に「一生一次」自用住宅用地税率の適用を申請する場合、その面積は都市では3 公畆、非都市では7公畆を超えないこと。「一生一屋」自用住宅地税率の適用を申請する場合、その面積は都市では1.5公畆、非都市では3.5公畆を超えないこと。

Q4:外国人が土地を売る場合、自用住宅用地の「一生一次(一生に一度のみ)」税率で土地増値税を課されることができるか。

A: 外国人が土地を売る場合、土地を売る前の一年間、台湾に満 183 日以上住み、なおかつ当該土地において外 僑居留登記を行なっており、販売する土地が自用住宅用地の関係規定に合致していれば、自用住宅用地の「一 生一次(一生に一度のみ) | 税率で土地増値税を課される。

Q5:外国人が土地を売る際に自用住宅用地税率の土地増値税を申請する時は、どのような書類を添付するか。

A: 外国人が土地を売った場合、売買契約を交わした日から30日以内に土地所在地の税捐分処に土地譲渡価格を申告する。自用住宅用地の土地増値税税率を申請したい時には、土地譲渡価格申告書の自用住宅用地の欄にチェックマークを入れ、契約書、建物の権利書、外僑居留証およびパスポートのコピーそれぞれ1部を添付する。

(三) 房屋税 (家屋税)





Q1:房屋税はいつ徴収され、課税期間はいつか。

A: 房屋税の徴収期間は毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日の 1 ヶ月間。課税期間は前年の 7 月 1 日から当年の 6 月 30 日まで。

Q2:台北市の房屋税の税率は。

A: 房屋税の税率は家屋の実際の使用状況によって区別される。

- (1) 自家用、または公益出租人が住居用に貸し出す場合:家屋の時価の 1.2%。
- (2) その他の住居用:所有家屋が2戸以下の場合、それぞれの家屋の時価の2.4%。所有家屋が3戸以上の場合は、それぞれの家屋の時価の3.6%。
- (3) 営業、個人病院、クリニック、学習塾、自由業の事務所:家屋の時価の3%
- (4) 人民団体などの非住家非営利事業の使用に供する場合:家屋の時価の2%
- (5) 住家用と同時に非住家用:実際の使用面積によって住家用と非住家用の税率を適用する。ただし非住家用の課税面積は全体の 6 分の 1 以下であってはならない。
- Q3:年度内に家屋の使用状況に変更があった場合は、房屋税はどのように計算するか。その変更はどのように手続するか。
- A: 房屋税は月単位で計算する。実際の使用状況や所有する家屋数に変動があった場合は、30 日以内に電話かファックスまたは申請書などの方法で、家屋所在地の税捐分処で変更の手続を行なわなければならない。変更があった月の 16 日以降に申告した場合は翌月分から変更後の税率を適用し、15 日までに申告した場合は当月分から変更後の税率を適用する。

(四) 契税(契約税)

Q1:契約税はいつ申告するか。

A: 家屋の売買、抵当権設定、交換、贈与、分割、または占有により所有権を取得した者は、均しく契約税を申告納付しなければならない。

Q2:契約税の税率は。

A: 契約税の税率は以下の通り。





- (1) 売買の契約税は契約価格の6%
- (2) 抵当権設定の契約税は契約価格の4%
- (3) 交換の契約税は契約価格の2%
- (4) 贈与の契約税は契約価格の6%
- (5) 分割の契約税は契約価格の2%
- (6) 占有の契約税は契約価格の6%

Q3:契約税の納税義務者は誰か。どう申告するか。

A: 家屋を取得した新たな所有権者が納税義務者である。保存登記を行った家屋を譲渡する場合、新しい所有権者は「契税申報書」に公定書式の契約書と関係書類を添付し、家屋の所在地の税捐分処に申告する。保存登記を行っていない家屋を譲渡する場合は、新旧の所有権者が共同で申告する。

(五) 使用牌照税(自動車・バイクの納税証明鑑札税)

Q1: 自動車・オートバイの牌照税は、毎年いつ徴収されるか。

A: 自家用車及び 151cc 以上(151cc を含む)のオートバイの牌照税の徴収期間は年に一度、4月1日から4月30日まで。営業用自動車は、上下二期に分けて徴収する。上期は4月1日から1月30日、下期は10月1日から10月31日まで。

Q2:自動車・オートバイの牌照税は、どのように計算するか。

A:総排気量とモーターの最大馬力によって等級に分けられ、「使用牌照税法」の機動車両分類税額表に従って課税 徴収する。

Q3:身体障害者用の乗物についての減免措置は。

A: 心身障害手帳または証明を持ち、運転免許を取得している人が所有する車両は、1人1台を限度として牌照税を免除される。心身障害で運転免許を持たない場合、その本人または配偶者、または同世帯の二親等以内の親族が所有し、同心身障碍者のために使用する車両も心身障碍者1人につき1台を上限として牌照税を免除される。



2014年1月1日より、心身障害手帳または証明を持ち、心身障害の状況によって運転免許証を持たない者の、その本人または配偶者または同戸籍の二親等以内の親族が所有し、心身障害者の使用に供する車両は、心身障害者1人につき1台に限り牌照税の免除を申請できる。ただし、総排気量が2400cc以上、または完全電動でモーターの最大馬力が262HPまたは265.9PSを超える場合は、免税額は2400cc、262HPまたは265.9PSの車両の税額を上限とし、それを超える部分は免除しない。

(六) 印花税(印紙税)

Q1:印花税の課税範囲は。

A: 1.銀銭収據:現金を領収した際の領収証、帳簿、通帳。

2.売買動産契據:動産売買の契約書。

3.承攬契據:一方が他方に一定の労務を提供し、他方が労務を完了した際に支払う報酬の契約書。

4.典売、譲受及分割不動産契據:不動産の抵当権設定、交換、贈与、分割にあたり、地政機関に物権登記 を申請する証書。

Q2: 印花税はどのように課税するか。

A: 1.銀銭収據:1件につき金額の0.4%の印紙を貼付する。

2.売買動産契據:1件につき12元の印紙を貼付する。

3.承攬契據:1件につき金額の0.1%の印紙を貼付する。

4. 典売、譲受及分割不動産契據:1件につき0.1%の印紙を貼付する。

Q3:印花税はいつ納付するか。

A: 印花税を納めるべき証書を交付または使用する際に印紙を貼付する。

Q4:印花税はどのように納付するか。

A: 証書を作成する当事者が郵便局または銀行で印紙を購入し、納付を証明する「應税憑證」に貼付し規定の通り 使用する。金額が多く貼付が困難な場合は、最寄りの地方税稽徴機関で「印花税繳款書」の発行を申請して銀 行で納付し、納税済みの「印花税繳款書」を証書に貼付する。



(七)台北市税捐稽徴処(税務機関)の一覧

機関	所在地/メールアドレス	電話	Fax
総 処	10051 台北市北平東路 7 之 2 号	2394-9211	2351-4382
	d03010910@mail.taipei.gov.tw	6632-7979	
中正分処	10051 台北市北平東路 7 之 2 号 1F	2393-9386	2393-0994
	d03010110@mail.taipei.gov.tw	6630-0101	
大同分処	10363 台北市昌吉街 57 号 3F 之 2(大同区行政中心)	2587-3650	2593-0103
	d03010110@mail.taipei.gov.tw	6619-5511	
中山分処	10402 台北市松江路 367 号 3F	2503-9221	2501-3265
	d03010070@mail.taipei.gov.tw	6608-5252	
萬華分処	10885 台北市和平西路三段 120 号 6F(萬華行政中心)	2302-1191	2336-7245
	d03010150@mail.taipei.gov.tw	6639-9292	
信義分処	11049 台北市信義路五段 15 号 3F(信義区行政中心)	2723-5067	2722-3867
	d03010090@mail.taipei.gov.tw	6639-9922	
松山分処	10555 台北市八德路三段 178 号 5F	2570-3911	2577-9893
	d03010080@mail.taipei.gov.tw	6601-2727	
駐北市監理所	10561 台北市八德路四段 21 号 3F	2831-5444	2767-9278
(使用牌照税)	d03010080@mail.taipei.gov.tw	2031-3444	
南港分処	11570 台北市南港路一段 360 号 3F(南港区行政中心)	2783-4254	2782-3099
	d03010170@mail.taipei.gov.tw	6616-0202	
文山分処	11606 台北市木柵路三段 220 号 4F(文山区行政中心)	2234-3518	2234-3519
	d03010160@mail.taipei.gov.tw	6629-8585	
大安分処	10650 台北市新生南路二段 86 号 3F(大安区行政中心)	2358-1770	2341-2589
	d03010100@mail.taipei.gov.tw	6630-0055	
士林分処	11160 台北市美崙街 41 号	2831-8101	2831-8106
	d03010130@mail.taipei.gov.tw	6611-0909	
駐台北市監理所士林監 理站	 11169 台北市承徳路五段 80 号 2F		
	d03010130@mail.taipei.gov.tw	8866-3256	8866-3256 8866-3255
(使用牌照税)	doso to 150@main.taipen.gov.tw		
北投分処	11230 台北市新市街 30 号 3F(北投区行政中心)	2895-1341	2895-2132
	d03010140@mail.taipei.gov.tw	6610-9797	
内湖分処	11466 台北市民權東路六段 99 号 2F(内湖区行政中心)	2792-2059	2791-8544
	d03010180@mail.taipei.gov.tw	6601-5353	

^{*}地方税については、お近くの税捐分処へお問合せください。